

令和4年4月15日

久慈市議会議長 畑 中 勇 吉 様

久慈市長 遠 藤 譲 一

議案等の送付について

第26回久慈市議会臨時会議に提出する次の議案等を別添のとおり送付します。

記

議案第1号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	総務部
議案第2号	監査委員の選任に関し同意を求めることについて	総務部
報告第1号	市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について	総務部
報告第2号	職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について	建設部
報告第3号	職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について	山形総合支所

議案第1号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市長内町

氏名 平谷 靖

令和4年4月15日提出

久慈市長 遠藤 譲一

議案第1号参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（任命）

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

議案第2号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 岩手県久慈市山形町

氏名 田 端 正 治

令和4年4月15日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

議案第2号参考資料

地方自治法（抜粋）

（監査委員の設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

- 2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。
- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（親族の就職禁止）

第198条の2 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

- 2 省略

報告第1号

市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年4月15日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

地方税法等の一部改正に伴い、市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

久慈市長 遠藤 譲 一

写

市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

久慈市長

遠藤 譲一

久慈市

## 久慈市条例第5号

### 市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(平成18年久慈市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第35条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第49条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第138条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第156条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条

第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第18条の4中「同条中」を「同項中」に改める。

（手数料条例の一部改正）

第2条 手数料条例（平成18年久慈市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「第382条の2の規定による固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、同条第13号中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中市民税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の市民税について適用し、令和3年度分までの市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 新市税条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 報告第1号参考資料

### 市税条例及び手数料条例の一部を改正する条例に係る改正要旨

#### 第1条関係【市税条例の一部改正】

##### 第1 固定資産税（令和4年4月1日施行）

- 1 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置に関する割合を定める規定を新設する。（附則第10条の2関係）
- 2 省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の措置を講ずる。（附則第10条の3関係）
- 3 令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする。（附則第12条関係）

##### 第2 国民健康保険税（令和4年4月1日施行）

基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に、それぞれ引き上げる。（第138条、第156条関係）

##### 第3 その他

その他所要の規定の整備を行う。

#### 第2条関係【手数料条例の一部改正】

##### 第1 固定資産課税台帳の閲覧の手数料（令和4年4月1日施行）

地方税法第382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正（第2条第12号関係）

##### 第2 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料（令和4年4月1日施行）

地方税法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴う改正（第2条第13号関係）

## 報告第2号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和4年2月18日

2 損害賠償及び和解の相手方



3 損害賠償の額 167,062円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和4年1月12日午後4時30分頃、市道白前漁港線において、市が保有する車両が除雪パトロール中に路面凍結により制御不能となり、停車していた相手方の保有する車両の右側前部に接触し、損傷させたものである。

令和4年4月15日提出

久慈市長 遠藤 謙 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 ア (保有者) 久慈市

久慈市長 遠 藤 譲 一

イ (運転者) [REDACTED]

乙 ア (保有者) 久慈市長内町第 42 地割 9 番地 7

久慈地方森林組合 代表理事組合長 八重櫻 友夫

イ (運転者) [REDACTED]

(2) 日 時 令和4年1月12日 午後4時30分頃

(3) 場 所 久慈市侍浜町白前地内 (市道白前漁港線、白前漁港付近)

(4) 車 両

甲 ア 車台番号 NT32-613869

登録番号 岩手 301 と 6999

乙 ア 車台番号 [REDACTED]

登録番号 [REDACTED]

(5) 概 況

令和4年1月12日午後4時30分頃、甲アが保有するパトロール車 (エクストレイル) が道路パトロール中に、停車していた乙アの保有する車両の右側前部に接触し、損傷させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた乙アの保有する車両の損害に対し、甲アは乙アに別紙損害明細書のとおり 167,062 円を支払う。

(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

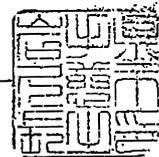
本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和4年2月18日

甲 ア 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

乙 ア [REDACTED]



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 167,062円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 167,062円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦甲は乙に対して、本事故による車両損害額 167,062円を支払う。	

## 報告第3号

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和4年3月1日

2 損害賠償及び和解の相手方



3 損害賠償の額 96,360円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和4年2月17日午前5時20分頃、山形町霜畑地内の市道川井関線を除雪作業中、市の保有するダンプの排土板から氷塊が飛散し、路肩に停車していた車両のフロントガラスを損傷させたものである。

令和4年4月15日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 (保有者) 久慈市  
久慈市長 遠 藤 譲 一

(運転者)

乙

(2) 日 時 令和4年2月17日 午前5時20分頃

(3) 場 所 久慈市山形町霜畑第16地割地内 (市道川井関線、清水川橋付近)

(4) 車 両

甲 車台番号 BSS90-7000003

登録番号 岩手100は7535

乙 車台番号

登録番号

(5) 概 況

令和4年2月17日午前5時20分頃、甲が所有する車両の除雪作業中に、路線端に停車中の乙車両へ、氷塊の飛散による被害を与え、乙車両の前面窓ガラスを損傷させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた乙の車両損害に対し、甲は乙に別紙損害明細書のとおり96,360円を支払うものとする。

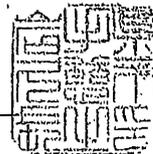
(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申し立てをしないこととして円満に成立した。

令和4年3月1日

甲 久慈市  
代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

乙



別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
当事者	甲	乙
車両損害額	① 0円	② 96,360円
責任割合	③ 100%	④ 0%
甲・乙の責任額	⑤ 96,360円 (②×③)	⑥ 0円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額96,360円を支払う。	